

千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この行政指導指針は、林地開発行為、小規模林地開発行為及び許可制の適用のない開発行為の適正な施行を確保するために行う行政指導に関し、その内容となるべき事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この行政指導指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- 一 林地開発行為 千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成22年千葉県条例第4号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する林地開発行為をいう。
- 二 小規模林地開発行為 条例第2条第2号に規定する小規模林地開発行為をいう。
- 三 許可制の適用のない開発行為 森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2第1項ただし書のうち、同項第1号又は第3号に該当することにより同項の許可を要しないものとされている開発行為をいう。
- 四 事業区域 林地開発行為、小規模林地開発行為又は許可制の適用のない開発行為の目的となる事業の区域をいう。
- 五 残置森林区域 森林の有する公益的機能を維持するため伐採しないことが計画されている森林の存する区域をいう。
- 六 林地開発区域 林地開発行為に係る森林の土地の区域をいう。
- 七 小規模林地開発区域 小規模林地開発行為に係る森林の土地の区域をいう。
- 八 林業事務所 林地開発区域、小規模林地開発区域又は許可制の適用のない開発行為に係る開発区域（以下「林地開発区域等」という。）を所管区域とする林業事務所（2以上の林業事務所の所管区域にわたる林地開発区域等にあつては、当該林地開発区域等のうち最も広い区域を所管区域とする林業事務所）をいう。
- 九 地域住民等 事業区域内の土地の所有者、事業区域に係る地域の住民又は自治会及び林地開発行為により直接影響を受けるその他関係者をいう。
- 十 住民説明会 地域住民等に林地開発行為の施行について知らせるために開催する説明会をいう。

第2章 林地開発行為

第1節 申請の事前手続

(事前協議)

第3条 林業事務所の長は、林地開発行為をしようとする者（以下「許可申請予定者」という。）に対し、当該林地開発行為の許可の申請をする前に、林地開発行為事前協議書（別記第1号様式）を提出させるものとする。

2 前項の林地開発行為事前協議書には、次の各号に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 一 位置図
- 二 区域図

三 事業計画概要説明書（別記第2号様式）

四 土地利用計画平面図

五 切土盛土計画平面図

六 計画縦横断面図

七 土量計算書

八 建築物その他の構造物の概要図

九 地番一覧表（別記第3号様式）

十 公図集合図

十一 その他林業事務所の長が必要と認める書類

3 前項各号（第3号及び第9号を除く。）に掲げる書類及び図面については、森林法施行細則（平成22年千葉県規則第48号。以下「法施行細則」という。）第2条の規定を準用するものとする。

4 林業事務所の長は、第1項に規定する林地開発行為事前協議書の提出があったときは、速やかに、林地開発行為の施行について協議するものとする。

5 林業事務所の長は、第1項に規定する林地開発行為事前協議書を提出した者（以下「事前協議者」という。）に対し、林地開発行為の適正な施行を確保するために前項に規定する協議が終了するまでの間、指導又は助言を行うことができるものとする。

（河川管理者等との協議）

第4条 事前協議者は、調節池等を設置し河川等に放流する計画を有するときは、河川管理者等に協議するものとする。

2 林業事務所の長は、前項に掲げる協議した結果（当該機関からの指示事項及び当該指示事項についての対応方針）について、事前協議者から河川管理者等との協議結果報告書（別記第4-1号様式）で報告させるものとする。

（地域住民等への説明）

第5条 事前協議者は、次の各号に掲げる事項について、地域住民等に説明を行い、当該地域住民等の意見及び要望等を収集するものとする。

一 林地開発区域及び土地の利用計画その他基本的事項

二 林地開発行為に係る防災計画及び植栽計画

三 条例第3条に規定する事業者の責務及び条例第4条に規定する土地所有者の責務

2 地域住民等への説明の方法は、住民説明会の開催によるものとする。ただし、事前協議者の責めに帰すことのできない理由により、当該住民説明会を開催することができない場合は、地域住民等に対する前項各号に掲げる事項に関する説明資料の提供その他の方法により地域住民等への説明とすることができるものとする。

3 事前協議者は、住民説明会を開催するに当たって、地域住民等が参加しやすい日時及び場所を設定するものとし、当該住民説明会の開催予定日の2週間前までに、自治会等の広報又は回覧、個別の通知又は連絡及び当該事前協議者のホームページへの掲載その他の方法により周知するものとする。

4 事前協議者は、林地開発行為に係る他法令等（これらを所掌する行政機関による行政指導を含む。）による説明会において、第1項各号に掲げる事項について説明をする場合には、当該説明会をもって、住民説明会に代えることができるものとする。

5 事前協議者は、地域住民等の質問又は要望に対する見解及び対応方針を明らかにした地域住民等への説明結果概要書（別記第4-2号様式）を林業事務所の長及び地域住民

等（自治会の代表者に提出することにより地域住民等に周知されると認められる場合にあっては、当該代表者）に提出するものとする。

（事前協議の終了）

第6条 林業事務所の長は、第3条から前条までの手続を終了したときは、当該協議が終了した旨事前協議者に通知するものとする。

（事前協議の取下げ及び有効期間）

第7条 林業事務所の長は、事前協議者が第3条第1項に規定する協議を取り下げるときは、速やかに、事前協議取下書（別記第5号様式）を提出させるものとする。

2 林業事務所の長は、第3条第1項に規定する林地開発行為事前協議書の提出の日から起算して1年を経過した日において、前条に規定する協議が終了していないときは、当該林地開発行為事前協議書は取り下げられたものとみなす。ただし、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条若しくは千葉県環境影響評価条例（平成10年千葉県条例第26号）第2条に規定する対象事業に該当するとき又は千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第13条に規定する調査に該当するときは、この限りでない。

（再度の手続）

第8条 林業事務所の長は、許可申請予定者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条から第5条までに規定する手続を再度行うよう指導するものとする。

- 一 林地開発行為の目的の変更をしたとき。
- 二 第3条及び第5条に規定する手続の全部又は一部を行った者が、林地開発行為の許可の申請をする前に、当該林地開発行為に係る事業を承継したとき。
- 三 第6条に規定する通知を受けた日から起算して2年を経過する日までに、当該通知に係る林地開発行為の許可の申請をしなかったとき（当該許可申請予定者から当該林地開発行為に係る事業を承継したときを含む。）。
- 四 林地開発行為の許可を受けた者であって、新たな林地開発区域の面積が1ヘクタール（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は0.5ヘクタール）を超え、かつ、変更前の林地開発区域の面積の10分の2を超える林地開発行為をしようとするとき。

（適用除外）

第9条 本節の規定は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に規定する開発行為並びに宅地開発事業の基準に関する条例（昭和44年千葉県条例第50号）第3条に規定する事業については、第3条から前条までの規定は適用しないものとする。

第2節 申請時の手続

（同意の取得）

第10条 知事又は林業事務所の長は、当該林地開発行為を許可するまでに、当該林地開発行為の許可を申請した者に対し、事業区域内の施行の妨げとなる権利を有する者の全員の同意を得るよう指導するものとする。

第3節 行為者に対する指導等

（境界の明示）

第 1 1 条 林地開発行為の許可を受けた者は、当該林地開発行為に着手する前に、千葉県林地開発等の適正化に関する条例施行規則（平成 2 2 年千葉県規則第 4 9 号。以下「条例施行規則」という。）第 4 条に規定する林地開発区域の境界のほか、残置森林区域の外周に次の各号の定めによる杭を設置するものとする。

- 一 残置森林区域の外周に設置する杭の色は、白色とすること。
- 二 杭は、林地開発区域の境界及び残置森林区域の外周の屈曲点のほか、概ね 2 0 メートルごとの間隔で設置すること。
- 三 前各号に規定する杭が亡失した場合は、速やかに、新たな杭を設置すること。

（中止又は復旧措置の指導）

第 1 2 条 林業事務所の長は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、林地開発行為をしている者に対し、当該林地開発行為の中止又は復旧に必要な措置（以下「復旧措置」という。）を講ずべきことを指導するものとする。

- 一 林地開発行為の許可を受けずに林地開発行為をしたとき。
 - 二 林地開発行為の許可に附した条件に違反して林地開発行為をしたとき。
 - 三 偽りその他の不正な手段により林地開発行為の許可を受けて林地開発行為をしたとき。
 - 四 林地開発行為の許可を受けた者が条例第 6 条から条例第 9 条まで、条例第 1 0 条第 1 項、第 3 項若しくは第 4 項、条例第 1 1 条第 1 項若しくは第 3 項、条例第 1 2 条第 1 項又は条例第 1 3 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に違反したとき。
 - 五 林地開発行為の許可を受けた者による林地開発行為において、森林の有する土地に関する災害の防止又は水害の防止の機能を維持するために緊急の必要があると認めるとき。
- 2 林業事務所の長は、前項に規定する中止を指導する場合において、現地の状況から事故、災害又は水害の発生のおそれがあると判断するときは、直ちに、必要な応急工事の実施について指導するものとする。
- 3 林業事務所の長は、第 1 項各号に掲げるいずれかに該当するときは、必要に応じて、林地開発行為をしている者その他関係者に対し、事情聴取を行い、当該林地開発行為をしている者から違反行為中止等指導請書（別記第 6 号様式）を提出させるものとする。ただし、当該事情聴取により新たに指導すべき事項が明らかになった場合は、改めて指導するものとする。

（復旧措置の計画）

第 1 3 条 林業事務所の長は、前条第 1 項に規定する復旧措置を講ずべきことを指導する場合において、森林の復旧措置については、植栽及び緑化を行うために適当な時期を勘案しながら、必要最低限度の工事期間を設定するものとする。

- 2 林業事務所の長は、第 1 項に規定する復旧措置を講ずべきことを指導したときは、当該復旧措置の指導を受けた者（以下「被指導者」という。）から復旧措置計画書（別記第 7 号様式）を提出させるものとする。
- 3 林業事務所の長は、必要に応じて、他法令等を所掌する関係機関と調整し、第 2 項に規定する復旧措置計画書の内容が適正と認めるときは、当該復旧措置計画書を承諾する旨被指導者に通知するものとする。ただし、当該復旧措置計画書の内容が適正でないと認めるときは、当該被指導者に対し、補正させるものとする。
- 4 林業事務所の長は、被指導者が復旧措置に係る施行を中断したときは、当該被指導者に対し、当該施行を再開するよう指導するものとする。ただし、天災事変その他やむを

得ない事由により当該施行を中断するとき又は森林の有する公益的機能を維持するために緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

(勧告)

- 第14条** 林業事務所の長は、第12条第1項に規定する指導に従わない場合であって、林地開発行為の中止又は復旧措置を施行する意思がないと認めるときは、林地開発行為をしている者に対し、当該林地開発行為の中止又は復旧措置を講ずべきことを勧告するものとする。
- 2 林業事務所の長は、前条第4項に規定する指導に従わない場合であって、復旧措置を施行する意思がなく、かつ、森林の有する公益的機能を維持する必要があると認めるときは、被指導者に対し、当該復旧措置に係る施行を再開するよう勧告するものとする。

(復旧措置の完了)

- 第15条** 林業事務所の長は、被指導者が第13条第2項の復旧措置計画書に基づく施行を完了したときは、当該被指導者から復旧措置完了報告書（別記第8号様式）を提出させるものとする。
- 2 林業事務所の長は、前項に規定する復旧措置等完了報告書が提出されたときは、速やかに、確認員を指名して現地の確認を行うものとする。
- 3 林業事務所の長は、前項に規定する確認を行う旨被指導者に通知し、当該被指導者及び工事施工者の現地立会いを求めるものとする。
- 4 林業事務所の長は、第2項の確認の結果、復旧措置の完了を確認したときは、被指導者に通知するものとする。

(命令の完了)

- 第16条** 林業事務所の長は、法第10条の3の復旧命令、条例第15条の措置命令又は条例第16条の緊急措置命令を受けた者（以下「被命令者」という。）が当該命令に基づく施行を完了したときは、当該被命令者から復旧命令等完了報告書（別記第9号様式）を提出させるものとする。
- 2 林業事務所の長は、前項に規定する復旧命令等完了報告書が提出されたときは、速やかに、確認員を指名して現地の確認を行うものとする。
- 3 林業事務所の長は、前項に規定する確認を行う旨被命令者に通知し、当該被命令者及び工事施工者の現地立会いを求めるものとする。
- 4 林業事務所の長は、第2項の確認の結果、復旧命令等の完了を確認したときは、被命令者に通知するものとする。

(復旧措置等の施行中の調査及び指導)

- 第17条** 林業事務所の長は、第13条第2項の復旧措置計画、法第10条の3の復旧命令、条例第15条の措置命令又は条例第16条の緊急措置命令等の施行中においては、必要に応じて、現地調査を行い、当該復旧措置計画等が適正に施行されるよう指導するものとする。

第3章 小規模林地開発行為

第1節 届出時の確認・指導

(届出書の記載内容に対する指導等)

第18条 林業事務所の長は、小規模林地開発行為の届出があったときは、次の各号に掲げる事項を確認して当該届出を受け付けるものとする。

- 一 小規模林地開発行為届出書の記載事項に不備がないこと。
 - 二 条例施行規則第17条第2項各号に掲げる書類及び図面が添付されており、かつ、当該書類及び図面の記載事項に不備がないこと。
- 2 林業事務所の長は、小規模林地開発行為を着手するまでに、前項の届出をした者に対し、事業区域内の施行の妨げとなる権利を有する者の全員の同意を得るよう指導するものとする。
- 3 林業事務所の長は、第1項の届出に係る小規模林地開発行為の内容が次の各号に掲げる事項に適合しない場合であって、森林の有する公益的機能の維持に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該小規模林地開発行為の適正な施行を確保するよう指導するものとする。ただし、別表第1の法令等に基づく許認可を必要とする小規模林地開発行為については、次の各号の確認を省略するものとし、別表第2の法令等に基づく許認可を必要とする小規模林地開発行為については、第1号及び第2号の確認を省略するものとする。
- 一 災害の防止及び水害の防止に関する事項は、千葉県林地開発許可審査基準（平成22年10月1日施行。以下「審査基準」という。）第2章第2（土砂の移動量に関する基準を除く。）によるものとする。ただし、調節池、浸透池及び沈殿池の設置については、審査基準第2章第2によるもののほか、小規模林地開発区域その他周辺の状況に応じて必要な措置を講ずるものとして差し支えないものとする。
 - 二 水の確保に関する事項は、審査基準第2章第4によるものとする。
 - 三 環境の保全に関する事項は、別表第3に掲げる基準により適切に計画されているものとする。

第2節 行為者に対する指導等

（中止又は復旧措置の指導）

第19条 林業事務所の長は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、小規模林地開発行為をしている者に対し、当該小規模林地開発行為の中止又は復旧措置を講ずべきことを指導するものとする。

- 一 小規模林地開発行為の届出をしないで小規模林地開発行為をしたとき。
 - 二 小規模林地開発行為の届出をした者が条例18条第2項、条例第19条、条例第20条、条例第21条第1項、第3項若しくは第4項又は条例第22条第1項若しくは第3項の規定に違反したとき。
 - 三 小規模林地開発行為の届出をした者による小規模林地開発行為において森林の有する土地に関する災害の防止又は水害の防止の機能を維持するために緊急の必要があると認めるとき。
- 2 林業事務所の長は、前項に規定する中止を指導する場合において、現地の状況から事故、災害又は水害の発生のおそれがあると判断するときは、直ちに、必要な応急工事の実施について指導するものとする。
- 3 林業事務所の長は、第1項各号に掲げるいずれかに該当するときは、必要に応じて、小規模林地開発行為をしている者その他関係者に対して事情聴取を行い、当該小規模林地開発行為をしている者から違反行為中止等指導請書（別記第6号様式）を提出させる

ものとする。ただし、当該事情聴取により新たに指導すべき事項が明らかになった場合は、改めて指導するものとする。

(復旧措置の計画)

第20条 林業事務所の長は、前条第1項に規定する復旧措置を講ずべきことを指導する場合において、森林の復旧措置については、植栽及び緑化を行うために適当な時期を勘案しながら、必要最低限度の工事期間を設定するものとする。

2 林業事務所の長は、前条第1項に規定する復旧措置を講ずべきことを指導したときは、被指導者から復旧措置計画書（別記第7号様式）を提出させるものとする。

3 林業事務所の長は、必要に応じて、他法令等を所掌する関係機関と調整し、第2項に規定する復旧措置計画書の内容が適正と認めるときは、当該復旧措置計画書を承諾する旨被指導者に通知するものとする。ただし、当該復旧措置計画書の内容が適正でないと認めるときは、当該被指導者に対し、補正させるものとする。

4 林業事務所の長は、被指導者が復旧措置に係る施行を中断したときは、当該被指導者に対し、当該施行を再開するよう指導するものとする。ただし、天災事変その他やむを得ない事由により当該施行を中断するとき又は森林の有する公益的機能を維持するために緊急の必要があると認めるときは、この限りでない。

(勧告)

第21条 林業事務所の長は、別表第4に掲げる具体的要件に該当するときは、小規模林地開発行為をしている者に対し、当該小規模林地開発行為の中止又は復旧措置を講ずべきことを勧告するものとする。

2 林業事務所の長は、前条第4項に規定する指導に従わない場合であって、復旧措置を施行する意思がなく、かつ、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるときは、被指導者に対し、当該復旧措置に係る施行を再開するよう勧告するものとする。

(復旧措置の完了)

第22条 林業事務所の長は、被指導者が第20条第2項の復旧措置計画書に基づく施行を完了したときは、当該被指導者から復旧措置完了報告書（別記第8号様式）を提出させるものとする。

2 林業事務所の長は、前項に規定する復旧措置等完了報告書が提出されたときは、速やかに、確認員を指名して現地の確認を行うものとする。

3 林業事務所の長は、前項に規定する確認を行う旨被指導者に通知し、当該被指導者及び工事施工者の現地立会いを求めるものとする。

4 林業事務所の長は、第2項の確認の結果、復旧措置の完了を確認したときは、被指導者に通知するものとする。

(復旧措置の施行中の調査及び指導)

第23条 林業事務所の長は、第20条第2項の復旧措置計画の施行中においては、必要に応じて、現地調査を行い、当該復旧措置が適正に施行されるよう指導するものとする。

第4章 許可制の適用のない開発行為

(連絡調整)

第24条 知事は、許可制の適用のない開発行為をしようとする者に対し、連絡調整する

ために、あらかじめ、許可制の適用のない開発行為に係る協議書（別記第10号様式）に次の各号に掲げる書類及び図面を添付したものを提出するよう求め協議するものとする。

- 一 位置図
- 二 区域図
- 三 事業計画概要説明書
- 四 土地利用計画明細書
- 五 土地利用計画平面図
- 六 森林調書
- 七 求積図
- 八 防災施設等計画平面図
- 九 切土盛土計画平面図
- 十 計画縦横断面図
- 十一 土量計算書
- 十二 流域現況図
- 十三 排水施設計画平面図
- 十四 防災施設等設計図
- 十五 防災施設等設計根拠資料
- 十六 緑化計画書
- 十七 森林現況図
- 十八 緑化計画図
- 十九 緑化仕様図
- 二十 工程表
- 二十一 地番一覧表
- 二十二 公図集合図
- 二十三 その他知事が必要と認める書類

- 2 前項各号に掲げる書類及び図面については、法施行細則第2条の規定を準用するものとする。
- 3 知事は、第1項の協議に係る開発行為の計画の内容が法第10条の2第2項各号に該当しないと認めるときは、当該開発行為の計画に異存がない旨協議した者に回答するものとする。

（変更の連絡調整）

- 第25条** 知事は、前条第3項に規定する異存がない旨の回答を受けた開発行為において審査基準第3章第1－2に掲げる事項に該当する変更をしようとする者に対し、連絡調整するために、あらかじめ、許可制の適用のない開発行為に係る変更協議書（別記第11号様式）に書類及び図面を添付したものを提出するよう求め協議するものとする。
- 2 知事は、前項の協議に係る開発行為の計画の内容が法第10条の2第2項各号に該当しないと認めるときは、当該開発行為の計画に異存がない旨協議した者に回答するものとする。

（変更の報告）

- 第26条** 知事は、第24条第3項に規定する異存がない旨の回答を受けた開発行為において審査基準第3章第1－2に掲げる事項に該当しない変更をしたときは、当該変更し

た者に対し、変更をした日から起算して10日以内に、協議を要しない変更報告書（別記第12号様式）に書類及び図面を添付して報告させるものとする。

- 2 前項に規定する協議を要しない変更報告書には、法施行細則第2条第3項各号に規定する書類及び図面のうち変更の内容に係る書類又は図面を添付するものとする。

（開発行為の完了）

第27条 知事は、第24条第3項に規定する異存がない旨の回答を受けた開発行為に係る開発区域（開発区域を工区に分けたときは、工区）の全部について当該回答に係る開発行為を完了したときは、当該完了した者に対し、完了した日から起算して10日以内に、許可制の適用のない開発行為に係る完了確認依頼書（別記第13号様式）に次の各号に掲げる書類及び図面を添付したものを提出するよう求めるものとする。

- 一 法施行細則第2条第3項第19号に規定する工程表
- 二 工事の完成後の現況写真
- 三 前号の写真を撮影した位置を示した土地利用に関する計画を明示した縮尺3,000分の1以上の平面図
- 四 特定防災施設の完成後の平面図
- 五 法施行細則第2条第3項第2号に規定する土地利用計画明細書
- 六 法施行細則第2条第3項第4号に規定する森林調書

- 2 知事は、前項の規定による依頼があったときは、速やかに、当該依頼の内容が当該依頼に係る第24条第3項、第25条第2項及び第26条第2項の回答の内容に適合しているかどうかの確認（森林の有する公益的機能の維持に支障がないかどうかの確認を含む。）を行い、適合しているものと認めるときは、完了を確認した旨依頼した者に回答するものとする。

（開発行為の施行に伴う協力）

第28条 知事は、第24条第3項の規定により異存がない旨の回答を受けた者に、第11条に規定するもののほか、条例第6条から条例第8条まで、条例第10条及び条例第13条の規定に従うよう協力を求めるものとする。

第5章 雑則

（提出部数）

第29条 この行政指導指針の規定により知事又は林業事務所の長に提出する書類又は図面の提出部数は、正本を1部とし、副本を林地開発区域等が所在する市町村の数に当該林地開発区域等を所管区域とする林業事務所の数を加えた数から1を差し引いた部数とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、林地開発区域又は許可制の適用のない開発行為に係る開発区域の面積が10ヘクタール以上である場合にあっては、副本の提出部数は、同項に定める部数に1を加えたものとする。

附 則

この行政指導指針は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この行政指導指針は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この行政指導指針の施行前に、千葉農林振興センター、東葛飾農林振興センター、印

旆農林振興センター、香取農林振興センター、海匠農林振興センター、山武農林振興センター、長生農林振興センター、夷隅農林振興センター、安房農林振興センター又は君津農林振興センターの長がした通知、勧告その他の指導は、北部林業事務所、中部林業事務所又は南部林業事務所の長がした通知、勧告その他の指導とみなす。

- 3 この行政指導指針の施行前に、千葉農林振興センター、東葛飾農林振興センター、印旆農林振興センター、香取農林振興センター、海匠農林振興センター、山武農林振興センター、長生農林振興センター、夷隅農林振興センター、安房農林振興センター又は君津農林振興センターの長に対してした協議、届出その他の行為は、北部林業事務所、中部林業事務所又は南部林業事務所の長に対してした協議、届出その他の行為とみなす。

附 則

- 1 この行政指導指針は、平成23年12月1日から施行する。
- 2 この行政指導指針の施行前であっても、勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成23年勝浦市条例第10号）及び富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成23年富津市条例第1号）は、各施行日から行政指導指針第18条第3項に規定する別表2に含まれるものとする。

附 則

- 1 この行政指導指針は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この行政指導指針は、平成28年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この行政指導指針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この行政指導指針は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この行政指導指針は、令和7年5月26日から施行する。

別表第 1（第 18 条第 3 項関係）

1	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
2	宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 44 年条例第 50 号）
3	自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）
4	千葉県立自然公園条例（昭和 35 年条例第 15 号）
5	千葉県自然環境保全条例（昭和 48 年条例第 1 号）
6	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）
7	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）
8	地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）
9	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）

別表第2（第18条第3項関係）

1	砂利採取法（昭和43年法律第74号）
2	採石法（昭和25年法律第291号）
3	千葉県土採取条例（昭和49年条例第1号）
4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
5	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
6	千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年条例第12号）
7	千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成9年千葉市条例第36号）
8	船橋市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成14年船橋市条例第58号）
9	芝山町土砂等埋立て等規制条例（平成30年芝山町条例第7号）
10	佐倉市土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（平成17年佐倉市条例第49号）
11	成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成16年成田市条例第15号）
12	神崎町土地の埋立て及び土質等の規制に関する条例（平成31年神崎町条例第6号）
13	八街市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成17年八街市条例第23号）
14	銚子市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成17年銚子市条例第33号）
15	東金市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成17年東金市条例第16号）
16	山武市残土の埋立てによる地下水の水質の汚濁の防止に関する条例（平成18年山武市条例第97号）
17	柏市土砂等埋立て等規制条例（平成19年柏市条例第60号）
18	四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成14年四街道市条例第1号）
19	木更津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成22年木更津市条例第1号）
20	勝浦市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成23年勝浦市条例第10号）
21	富津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成23年富津市条例第1号）
22	君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成24年君津市条例第4号）
23	鋸南町土砂等による土地の埋立、盛土及び堆積の規制に関する条例（平成27年鋸南町条例第9号）

24	大多喜町土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成28年大多喜町条例第18号）
25	印西市土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成28年印西市条例第37号）
26	野田市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成30年野田市条例第23号）
27	多古町土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成30年多古町条例第13号）
28	匝瑳市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（平成31年匝瑳市条例第4号）
29	旭市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（令和2年旭市条例第27号）
30	長生村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（令和3年長生村条例第4号）
31	香取市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（令和4年香取市条例第22号）

別表第3（第18条第3項第3号関係）

開発行為の目的	主な開発行為の種類	事業区域内における残置森林 若しくは造成森林又は緑地の割合
別荘地の造成	保養等非日常的な用途に供する家屋等を集团的に設置しようとするもの	森林率は30パーセント以上（緑地を含む。）とする。
宿泊施設、レジャー施設の設置	ホテル、旅館、民宿、ペンション、保養所等専ら宿泊の用に供する施設及びその付帯施設（リゾートマンション、コンドミニアム等所有者等が複数となる建築物含む。） 総合運動公園、遊園地、動・植物園、サファリパーク、レジャーランド等の体験娯楽施設その他の観光、保養等の用に供する施設	森林率は30パーセント以上（緑地を含む。）とする。
工場、事業場の設置	製造、加工処理、流通等産業活動に係る施設、学校教育施設、病院、廃棄物処理施設、テニスコート、野球場、ゴルフ練習場（ゴルフ場と一体となった練習場を除く）等の単一目的のスポーツ・レジャー施設	森林率は15パーセント以上（緑地を含む。）とする。
墓地の造成		森林率は10パーセント以上（緑地を含む。）とする。
住宅団地の造成		森林率は3パーセント以上（緑地を含む。）とする。
土石等の採掘	岩石・土・砂利採取場、一般・産業廃棄物最終処分場、残土処理場	森林率100パーセント（緑地を含む。）とする。
太陽光発電設備の設置		森林率は15パーセント以上（緑地を含む。）とする。

注1 「森林率」とは、残置森林若しくは造成森林又は造成緑地の面積の事業区域内の森林の面積に対する割合をいう。

この「森林率」には、小規模林地開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等からやむを得ないと認められる場合には、森林以外の土地に造林する面積も算定の対象として差し支えないが、土壌条件、植栽方法、本数等からして林叢状態を呈しないと見込まれるものは対象としないものとする。

ただし、住宅地の造成の場合には、これらの土地についても緑地として取り扱って差し支えない。

2 企業等の福利厚生施設については、その施設の用途に係る小規模林地開発行為の目的の基準を適用するものとする。

3 1 事業区域内に異なる開発行為の目的に区分される複数の施設が設置される場合には、それぞれの施設ごとに区域区分を行い、それぞれの開発行為の目的別の基準を適用するものとする。

別表第4（第21条第1項関係）

勸告	具体的要件	対応方法
条例第23条第1項第1号関係	小規模林地開発行為に係る条例義務違反者（標識の掲示、着手の届出、変更の届出、休廃止の届出、再開の届出又は完了の届出をしなかった場合）	
	地域住民等の生命又は財産に影響を及ぼすような災害又は水害が現に発生しているとき。	直ちに中止及び復旧措置の勧告をする。併せて必要な応急工事を実施するよう指導する。
	災害又は水害の発生するおそれが極めて大きいと認められるとき。	直ちに中止の勧告をする。中止の勧告に従う意思があるときは、復旧措置の指導を行うとともに、その実現可能性、発生のおそれの回避の可能性等を総合的に勘案し、復旧措置の勧告を留保することを妨げない。ただし、直ちに復旧措置の指導に従わないとき又は復旧措置が不適切である場合は、復旧措置の勧告をする。
	上記2つの要件以外の場合で、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるとき。	
条例第23条第1項第2号関係	小規模林地開発行為に係る休廃止又は完了の届出の際の措置義務違反者	
	地域住民等の生命又は財産に影響を及ぼすような災害又は水害が現に発生しているとき。	直ちに中止及び復旧措置の勧告をする。併せて必要な応急工事を実施するよう指導する。
	災害又は水害の発生するおそれが極めて大きいと認められるとき。	直ちに中止の勧告をする。中止の勧告に従う意思があるときは、復旧措置の指導を行うとともに、その実現可能性、発生のおそれの回避の可能性等を総合的に勘案し、復旧措置の勧告を留保することを妨げない。ただし、直ちに復旧措置の指導に従わないとき又は復旧措置が不適切である場合は、復旧措置の勧告をする。
	上記2つの要件以外の場合で、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるとき。	
条例第23条第2項関係	小規模林地開発行為の届出をしないで小規模林地開発行為をしている者	
	地域住民等の生命又は財産に影響を及ぼすような災害又は水害が現に発生しているとき。	直ちに中止及び復旧措置の勧告をする。併せて必要な応急工事を実施するよう指導する。併せて復旧後に小規模林地開発行為の届出を行うよう行政指導する。
	災害又は水害の発生するおそれが極めて大きいと認められるとき。	直ちに中止の勧告をする。中止の勧告に従う意思があるときは、復旧措置の指導を行うとともに、その実現可能性、発生のおそれの回避の可能性等を総合的に勘案し、復旧措置の勧告を留保することを妨げない。ただし、直ちに復旧措置の指導に従わないとき又は復旧措置が不適切である場合は、復旧措置の勧告をする。併せて復旧後に小規模林地開発行為の届出を行うよう行政指導する。
	上記2つの要件以外の場合で、森林の有する公益的機能を維持するために必要があると認めるとき。	
条例第23条第3項関係	小規模林地開発行為の届出をした者	
	地域住民等の生命又は財産に影響を及ぼすような災害又は水害が現に発生しているとき。	直ちに中止及び復旧措置の勧告をする。併せて必要な応急工事を実施するよう指導する。ただし、応急工事に着手しているときは、更に拡大するおそれがないかどうか等を総合的に勘案し、復旧措置の勧告を留保することを妨げない。
	災害又は水害の発生するおそれが極めて大きいと認められるとき。	直ちに中止の勧告をすることを基本とする。併せて必要な応急工事を実施するよう指導する。ただし、応急工事の行政指導に従う意思があるときは、その実現可能性、発生のおそれの回避の可能性等を総合的に勘案し、中止の勧告を留保することを妨げない。

林地開発行為事前協議書

年 月 日

林業事務所長 様

事業者 住所 〔法人にあつては、名称〕
氏名 及び代表者の氏名 ㊟

次のとおり林地開発行為をしたいので、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第3条第1項の規定により協議します。

林地開発行為に係る 森林の所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆		
林地開発区域の面積	h a		
林地開発行為の目的			
林地開発行為の 着手予定年月日	年 月 日		
林地開発行為の 完了予定年月日	年 月 日		
住民説明会の 開催計画	開催予定年月日	年 月 日	
	開催予定場所		
備考			

- 注1 個人が協議する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
 2 面積は、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
 3 林地開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況を記載すること。

事業計画概要説明書

事業の目的				
事業区域等の面積	面積	事業区域	C	h a
		事業区域内の森林	A	h a
		林地開発区域	A 3 + A 4 + A 5	h a
事業区域内の森林の内容	面積	残置森林	A 1 + A 2	h a
			A 1	h a
		造成森林	A 3	h a
		造成緑地	A 4	h a
	残置森林率 . % 森林率 . %			
事業区域の地形及び森林の現況	地況	標 高 : m ~ m 平均傾斜度 : 度 地形の特徴 :		
	林況	立 木 地 : h a (%) 無立木地等 : h a (%) 合 計 h a (%) うち15年生以下の若齢林 h a (%)	特記すべき森林の内容	
周辺地域の状況	地下水使用住宅 : 戸 (隣接距離 m) 取水施設名 : (隣接距離 m) 水源依存農地 : h a (隣接距離 m) 雨水排水に係る下流の河川名・水路施設 その他			
事業区域内の用地買収の見込み			筆 数	面 積
	自 己 所 有		筆	ha
	賃 借 権 等		筆	ha
	そ の 他		筆	ha
	合 計		筆	ha

地 番 一 覧 表

No.

[illegible]

注1 事業区域内のすべての土地について、大字単位で地番の小さい順に記載すること。

2 地積は、公簿面積とすること。

河川管理者等との協議結果報告書

年 月 日

林業事務所長 様

事業者 住所 氏名 { 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 } 印

千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第4条第2項の規定により報告します。

林地開発行為に係る 森林の所在場所			
林地開発行為の目的			
協議した機関	住 所		
	氏名（名称）		
	代 表 者		
	連 絡 先		
協 議 期 間			
協 議 結 果			

- 注 1 個人が報告する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。
- 2 協議結果には協議した機関からの指示事項及び当該指示事項についての対応方針等できる限り具体的に記載すること。
- 3 複数の関係機関と協議した場合は、当該関係機関ごとに協議期間及び協議結果について記載すること。

地 域 住 民 等 へ の 説 明 結 果 概 要 書

年 月 日

林業事務所長 様

事業者 住所 氏名 { 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 } ㊞

年 月 日付けの林地開発行為事前協議に係る説明を行ったところ、その概要は、次のとおりでしたので、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第5条第5項の規定により提出します。

- 1 説明の方法、範囲及び実施年月日
- 2 説明事項（説明資料の写しを添付すること。）
- 3 地域住民等の意見又は要望等
- 4 上記3の意見又は要望等に対する見解及び対応方針
- 5 本書（写し）の地域住民等への提出年月日
- 6 その他特記事項

注 個人が提出する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

事前協議取下書

年 月 日

林業事務所長 様

事業者 住所 〔法人にあつては、名称
氏名 及び代表者の氏名 〕 印

年 月 日付けの林地開発行為事前協議については、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第7条第1項の規定により下記のとおり事前協議を取り下げます。

記

1 事業区域内の森林の所在場所

2 取り下げ理由

注 個人が提出する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

違反行為中止等指導請書

年 月 日

林業事務所長 様

事業者 住所 氏名 { 法人にあっては、名称
及び代表者の氏名 } ㊟

私（弊社）は、下記違反行為について、 年 月 日貴林業事務所長から直ちに行為を中止するよう指導を受けたことを確認しました。

つきましては、当該違反行為を直ちに中止するとともに、開発行為をしている森林については、復旧措置を講ずることを誓約します。

復旧措置計画書については、 年 月 日までに提出いたします。

（なお、指導のあった災害発生等のおそれのある箇所については、下記により早急に応急工事を実施します。）

記

1 林地開発行為等の内容

（1）林地開発行為（小規模林地開発行為）に係る森林の所在場所

（2）林地開発行為（小規模林地開発行為）の目的

（3）林地開発区域（小規模林地開発区域）の面積

（4）林地開発行為（小規模林地開発行為）の期間

2 違反行為の内容

（3 応急工事の内容）

注1 個人が提出する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

2 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。

復旧措置計画書

年 月 日

林業事務所長 様

事業者 住所 〔法人にあつては、名称〕
氏名 及び代表者の氏名 ⑩

年 月 日付け 第 号で指導（勧告）された違反行為に係る復旧措置について、下記のとおり実施します。

つきましては、本計画について、御承諾くださるようお願いします。

記

1 指導（勧告）された違反行為の場所

2 計画内容

- （1）復旧措置計画概要書 別紙のとおり
- （2）計画図書 別添のとおり
- （3）実施工程表 別添のとおり
- （4）現況写真 別添のとおり

3 実施予定期間

年 月 日～ 年 月 日

4 工事施工者

- （1）住所
- （2）氏名

注1 個人が提出する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

2 復旧措置計画概要書は、林地開発許可申請に係る「事業計画概要書」に準じて作成すること。

復旧措置完了報告書

年 月 日

林業事務所長 様

事業者 住所 〔法人にあつては、名称〕
氏名 及び代表者の氏名 ⑩

年 月 日付け 第 号で承諾された復旧措置計画書に基づく
工事について、下記のとおり完了したので報告します。

記

- 1 工事施工場所
- 2 工事着手年月日
- 3 工事完了年月日
- 4 工事施工者
(1) 住所
(2) 氏名
- 5 復旧措置の内容

注 個人が報告する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

復旧命令等完了報告書

年 月 日

林業事務所長 様

事業者 住所 氏名

〔法人にあつては、名称 及び代表者の氏名〕	⑩

年 月 日付け 第 号による 命令に基づく
工事について、下記のとおり完了したので報告します。
記

- 1 工事施工場所
- 2 工事着手年月日
- 3 工事完了年月日
- 4 工事施工者
 - (1) 住所
 - (2) 氏名
- 5 命令に係る工事の内容

注 個人が報告する場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

許可制の適用のない開発行為に係る協議書

年 月 日

千葉県知事 様

施行者 住所 〔法人にあつては、名称〕
 氏名 及び代表者の氏名 ㊞

次のとおり開発行為をしたいので、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第24条第1項の規定により協議します。

開発行為に係る 森林の所在場所	郡・市 町・村 字 番地 ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	h a
開発行為の目的 （事業の名称）	()
開発行為の 着手予定年月日	年 月 日
開発行為の 完了予定年月日	年 月 日
備 考	

注1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。

2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況を記載すること。

許可制の適用のない開発行為に係る変更協議書

年 月 日

千葉県知事 様

施行者 住所 〔法人にあっては、名称〕
氏名 及び代表者の氏名 ㊞

次のとおり開発行為の計画を変更したいので、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第 2 5 条第 1 項の規定により協議します。

回答年月日・番号	年 月 日 第 号
開発行為に係る 森林の所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆
開発行為に係る 森林の土地の面積	h a
開発行為の目的 （事業の名称）	（ ）
変更理由	

変更内容	変更事項	変更前	変更後

備考	
----	--

- 注 1 事業計画概要説明書は、変更する事項に係る記載欄を上下に分けて、下段に変更前のものを記載し、上段に変更後のものを朱書きで記載すること。
- 2 変更について回答を受けている開発行為である場合にあっては、回答年月日・番号欄には、当初及び直近の回答年月日及び回答番号をそれぞれ上下に分けて記載すること。

協議を要しない変更報告書

年 月 日

千葉県知事 様

施行者 住所 〔法人にあっては、名称
 氏名 及び代表者の氏名 〕 印

次のとおり開発行為を変更したので、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第26条第1項の規定により報告します。

回答年月日・番号	年 月 日 第 号	
開発行為の目的 (事業の名称)	()	
開発行為に係る 森林の所在場所	郡・市 町・村 字 番 ほか 筆	
開発行為に係る 森林の土地の面積	h a	
変更内容 ・代表者の住所 ・代表者の氏名 ・工事施工者 ・事業又は施設の名称 ・開発行為の期間 ・その他	新	
	旧	
変 更 理 由		

注 変更について回答を受けている開発行為である場合にあっては、回答年月日・番号欄には、当初及び直近の回答年月日及び回答番号をそれぞれ上下に分けて記載すること。

許可制の適用のない開発行為に係る完了確認依頼書

年 月 日

千葉県知事 様

施行者 住所 〔法人にあっては、名称
氏名 及び代表者の氏名 〕 ㊞

次のとおり開発行為が完了したので、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針第27条第1項の規定により完了の確認を依頼します。

回答年月日・番号		年 月 日 第 号	
開発行為の目的 (事業の名称)		()	
開発行為に係る 森林の所在場所		郡・市 町・村 字 番 ほか 筆	
開発行為に係る 森林の土地の面積		h a	
完了 内容	完了区分	全 部 ・ 一 部 (工区)	
	完了年月日	年 月 日	
	完了面積	事業区域の面積	h a
		事業区域内の 森林の面積	h a
		開発行為に係る 森林の土地の面積	h a
	工区内訳	既完了工区	
		今回完了工区	
		未完了工区	
工事施工者	住 所		
	氏 名		

注 変更について回答を受けている開発行為である場合にあっては、回答年月日・番号欄には、当初及び直近の回答年月日及び回答番号をそれぞれ上下に分けて記載すること。